

平成26年2月1日

お客様各位

新庄信用金庫

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、「経営者保証に関するガイドライン研究会」(日本商工会議所及び全国銀行協会が事務局)が平成25年12月5日に公表した「経営者保証ガイドライン」を踏まえ、当金庫は、平成26年2月1日以降、中小企業の皆様との間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等、本ガイドラインに基づき、適切に対応するよう努めてまいります。

なお、本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

### ○ 全国銀行協会

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

### ○ 日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

- ・中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ
- ・経営者保証に関するガイドライン
- ・経営者保証に関するガイドライン Q&A
- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関する Q&A

以上